

# 在宅医療スタートアップ支援事業業務委託

## 仕 様 書

### 1 適用範囲

本仕様書は、委託者 千葉県（以下「甲」という。）が受託者 ○○○○○（以下「乙」という。）に業務委託した「在宅医療スタートアップ支援事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用される。

### 2 本業務の目的

県民が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療提供体制の整備が求められている。

本業務は、在宅医療を実施する医療機関の増加を図るために、診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、在宅療養支援診療所の経営等に関する座学形式の研修や訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問診療研修を行うとともに、さらには研修を受講した医師を対象に、個別の診療所や病院ごとにマーケティング調査を実施し、在宅医療の開始・拡充や在宅療養支援診療所の経営等のコンサルティング等を行うアドバイザー派遣業務を行うものである。

### 3 本業務の内容

本業務では、在宅医養成研修事業及び在宅医療支援アドバイザー派遣事業を実施するものとする。

なお、業務の実施にあたっては、常に千葉県内の在宅医療に関する現状や在宅医療に関連する国の法令や通知、検討状況等を十分に把握すること。

#### （1）在宅医養成研修事業

診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施するための動機付けや必要な知識、在宅医療の開始・拡充や在宅療養支援診療所の経営等に関する座学形式の研修及び訪問診療の実際の現場を体験するための同行訪問診療研修を実施する。

##### 1. 業務内容

##### ①研修の周知に関すること

- ・ 県内医療関係機関等に対する、文書その他の手法による研修の周知

##### ②研修の実施に関すること

- ・ 研修日程の設定及び研修会場の確保
- ・ 研修内容の企画
- ・ 研修テキストの企画及び作成
- ・ 講師の選定及び連絡調整
- ・ 研修当日の運営
- ・ 同行訪問研修に関する調整

##### ③研修の修了確認に関すること

- ・ 受講者の受講状況の管理
- ・ 修了予定者名簿の作成及び県への送付
- ・ 研修修了証等の作成・交付

##### ④その他

- ・ 研修に関する問い合わせ対応等

## 2. 上記業務内容に係る留意事項

### 【研修の実施について】

(ア) ①中央研修コースと②地域研修コースの2つのコースを実施すること。

#### ①中央研修コース

- ・ 研修対象者  
県内の診療所、病院に勤務する医師等及び県内大学の医学部生等
- ・ 研修の規模  
1クールあたり医師15名・その他職種30名程度とし、2クール実施すること。
- ・ 研修日程・時間  
1クール：座学研修（5回）及び同行研修（1回）  
座学研修：2時間／1回 同行研修：4～8時間程度／1回  
座学研修5回のうち2回は在宅医が講師を担当  
上記内容を基本とし、県と協議の上、決定すること。
- ・ 座学形式の研修会場  
受講者が参加しやすい県内都市部での開催を基本とし、県が指定する市町村で開催すること。

#### ②地域研修コース

- ・ 研修対象者  
研修実施地域の診療所及び病院の医師等
- ・ 研修の規模  
1地域あたり医師5名・その他職種10名程度とし、3地域で実施すること。
- ・ 研修日程・時間  
1地域：座学研修（5回）及び同行研修（1回）  
座学研修：2時間／1回 同行研修：4～8時間程度／1回  
座学研修5回のうち2回は在宅医が講師を担当  
上記内容を基本とし、県と協議の上、決定すること。
- ・ 座学形式の研修会場  
受講者が参加しやすい場所での開催を基本とし、県が指定する市町村で開催すること。

(イ) 同行訪問研修については、訪問先の選定及び訪問に係る調整について、県と協議の上で行うこと。

### 【研修の周知方法について】

(ア) 多忙な医師等の目に留まりやすく、かつ積極的な参加を促すような周知方法について広く提案し、実施すること。

### 【研修内容の企画及び講師の選定について】

- (ア) 研修内容の企画にあたっては座学研修及び同行訪問診療研修を実施することとし、座学研修は別紙1のテーマに加えて、本業務の目的達成に必要な項目を盛り込んだ研修内容とすること。
- (イ) 座学研修及び同行訪問診療研修の講師は、受講者に対して必要かつ適切な知識・技巧等の提供ができる者として、県及び県医師会と協議の上、選定すること。
- (ウ) 研修には必要に応じてグループワークやアイスブレイキングを取り入れる等、受講者同士の交流が深化するように努めること。

### 【研修当日の運営について】

(ア) 会場との事前連絡準備、機器・研修資料等の準備、会場設営、受付・進行、講師の対応、片付け等、研修の運営に必要な業務全てを行うこと。

## (2) 在宅医療支援アドバイザー派遣事業

在宅医養成研修を受講した医師を対象に、個別の診療所や病院ごとにマーケティング調査を実施し、在宅医療の開始、拡充や在宅療養支援診療所の経営等のコンサルティング等を行うアドバイザー派遣業務を実施する。

### 1. 業務内容

- ① アドバイザー派遣業務に関すること
- ② その他
  - ・アドバイザー派遣業務に関する問い合わせ対応等

### 2. 上記業務内容に係る留意事項

#### 【アドバイザー派遣業務の内容について】

- (ア) 在宅医養成研修を受講した医師の勤務等する医療機関（上限20箇所）に対して、アドバイザーを派遣すること。
- (イ) アドバイザー派遣による支援内容は、別紙1のテーマを含めた企画とすること。
- (ウ) アドバイザー派遣先の1医療機関に対して1回3時間、2回以上のアドバイザー派遣を実施すること。
- (エ) 平成31年度受講者のほか、平成29年度、30年度に在宅医養成研修を受講した医師が勤務等する医療機関も派遣対象とすることとし、希望者が多数の場合は、県と協議の上、派遣先を決定すること。

### 4 職員等

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、経験のある職員を配置し、かつ適切な人員を配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

### 5 業務の進め方

- (1) 乙は、本業務を着手するに当たり、甲に業務計画書を提出し、甲の承諾を受けるものとする。
- (2) 乙は、業務の遂行に際して、甲と十分に協議するものとする。この際、甲からの指示があれば、甲の指定する場所において随時協議に応じること。協議後は、その結果（概要）を取りまとめて2営業日以内に甲へ提出すること。
- (3) 乙は、業務の進捗状況について、甲に適宜連絡するものとする。

### 6 業務の範囲及び監督

- (1) 乙は、業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- (2) 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。

### 7 成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

- ・業務完了報告書 紙媒体：1部 電子媒体：1部

(別紙1)

在宅医療スタートアップ支援事業の研修内容及びアドバイザー派遣業務の支援内容について

(1) 在宅医養成研修事業の研修内容について

テーマ	学習項目 (例)
在宅医療の必要性	在宅医療が求められる背景 等
在宅療養支援診療所の経営	在宅医療に係る診療報酬 (特に30年度改定について)、行政への届出関係 等
在宅医療の導入準備	在宅診療に必要な医材、機器、検査、在宅医の負担軽減策、24時間対応に関する連携事例 等
地域包括ケアシステム	関係法令・制度、各種連携 (地域連携、病診連携、多職種連携等)、ICTシステム 等
医学的知識	在宅医療における診療の基本、小児在宅医療 等

(2) 在宅医療支援アドバイザー派遣事業の支援内容について

テーマ
市場調査、診療圏の設定
事業計画の策定
営業支援
医療機器・医療材料選定
運営書類
行政手続き
診療オペレーション